

国立研究開発法人物質・材料研究機構

毒物及び劇物等取扱規程

平成13年6月14日

13規程第46号

改正：平成16年11月25日 16規程第73号

改正：平成18年 3月28日 18規程第65号

改正：平成27年 3月24日 27規程第72号

(目的)

第1条 本規程は、機構における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の保管管理の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における毒劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条に規定する「毒物」及び「劇物」をいう。ただし、同法第3条に基づく「特定毒物」（使用制限）に係るものは除く。

(取得)

第3条 職員等が毒劇物を取得しようとするときは、必要最小限の数量とする。また、取得したときは、当該毒劇物の容器等にそのデータベースや取得年月日等を記録したバーコードを貼付け表示するものとする。

(記録簿)

第4条 毒劇物を使用する職員（以下「使用職員」という。）は、適正な保管管理を期するため、使用する毒劇物について保管記録簿を備え、次の事項を記載する。

- (1) 取得者氏名、取得年月日、薬品名、取得量、製造業者名及び授受の相手方名
- (2) 保管場所、使用者氏名、使用年月日、使用量及び残量
- (3) その他必要事項

(報告)

第5条 使用職員は、毎年度末までに毒劇物の残量を、所属する部署の安全衛生責任者経由で安全管理者に報告するものとする。

2 安全管理者は、前項の報告を受け、地区における毒劇物毎の残量を合計し、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(保管)

第6条 使用職員は、毒劇物を紛失又は盗難のおそれのないよう施錠のできる戸棚等に保管する。また、地震時の転倒防止対策を施す等、安全管理に留意する。なお、爆発、発

火又は有毒ガスの発生等の特性を考慮し、保管配列を適正に行う。

(処分)

第7条 使用職員は、使用済容器及び毒劇物を廃棄する場合は、危害を生ずる

おそれのないよう措置（洗浄・中和・加水分解・酸化・還元・希釈等）を講じなければならない。ただし、容器に貼ったバーコードは、はずすことはできないものとする。

2 前項の措置を講じた使用済容器等及び毒劇物は、機構内のそれぞれの廃棄物保管場所に搬入し、所定の手続きを行うものとする。

(不要物)

第8条 不要となった毒劇物は、国立研究開発法人物質・材料研究機構廃棄物管理規程（16規程第75号）に基づき処分するものとする。

(届出)

第9条 使用職員等が、毒劇物の紛失又は盗難等を発見したときは、遅滞なく安全衛生責任者を通じて安全管理者に届け出る。

2 前項の、届出を受けた安全管理者は、遅滞なく総括安全衛生管理者に報告するものとする。

3 前項の、報告を受けた総括安全衛生管理者は、理事長にその旨を報告するとともに、毒物及び劇物取締法に基づく対策及び措置等を検討し、講じるものとする。

(その他)

第10条 毒物及び劇物等の安全管理体制は、国立研究開発法人物質・材料研究機構安全衛生管理規程（18規程第19号）によるものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月25日 16規程第73号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第65号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第72号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。